

# 寄附金募集要項

1 南山大学附属小学校が行う教育にかかわる活動に対する支援を目的とします。

2 南山大学附属小学校への寄附金は、税制上の優遇措置（寄附金控除）が受けられます。

## ■個人

所得税について寄附金所得控除、または寄附金税額控除のどちらか有利な方を選択し、申告することができます。詳細は、別紙「南山学園への寄附金に関する税制の取扱いについて」をご参照ください。

### A. 寄附金所得控除で申告した場合：

$$\begin{array}{l} \text{対象寄附金の合計額} \\ \left( \begin{array}{l} \text{総所得の 40\%相当額を超} \\ \text{える場合には、総所得の} \\ \text{40\%相当額が限度} \end{array} \right) \end{array} - 2 \text{ 千円} = \boxed{\text{寄附金所得控除額}}$$

例) 年収 500 万円（所得税率 20%）の方が 10 万円を寄附した場合

$$\begin{array}{l} \text{500 万円} - \text{(10 万円} - \text{2 千円)} \times 20\% = 980,400 \text{ 円} \\ \text{年収} \qquad \qquad \boxed{\text{寄附金所得控除額}} \qquad \text{所得税率} \qquad \text{所得税額} \end{array}$$

つまり税額としては、19,600 円が控除されることとなります。

### B. 寄附金税額控除で申告した場合：

$$\begin{array}{l} \text{(対象寄附金の合計額} \\ \left( \begin{array}{l} \text{総所得の 40\%相当額を超える} \\ \text{場合には、総所得の 40\%相当額が} \\ \text{限度} \end{array} \right) \end{array} - 2 \text{ 千円)} \times 40\% = \boxed{\text{寄附金税額控除額}} \quad \left( \begin{array}{l} \text{所得税額の 25\%が限度} \end{array} \right)$$

例) 年収 500 万円(所得税率 20%)の方が 10 万円を寄附した場合

$$\begin{array}{l} \text{500 万円} \times 20\% - \text{(10 万円} - \text{2 千円)} \times 40\% = 960,800 \text{ 円} \\ \text{年収} \qquad \text{所得税率} \qquad \qquad \boxed{\text{寄附金税額控除額}} \qquad \text{所得税額} \end{array}$$

つまり税額としては、39,200 円が控除されることとなります。

※この他に、各地方団体の条例により、道府県民税または市町村民税の控除の適用を受けられる場合があります。詳細は別紙「南山学園への寄附金に関する税制の取扱いについて」をご参照ください。

## ■法人

受配者指定寄附金	日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄附者が指定した学校法人へ寄附していただく制度です。寄附金の全額が損金算入できます。
特定公益増進法人に対する寄附金	学校法人南山学園は「特定公益増進法人」に該当し、一般の損金算入限度額とは別枠で損金算入が認められます。 詳細については、南山大学附属小学校事務室へお問い合わせください。

### 3 募集期間

いつでもお受けいたします。

※時期により「学校の入学に関してする寄附金」とみなされ、所得税控除対象外となる場合もございます。

寄附申込書記載の注意書きをご参照ください。

### 4 申込および振込方法（下記順序に従ってお申込みをお願いします。）

#### <個人の場合>

■ お支払い方法として「銀行振込」か「クレジットカード決済」のどちらかを選択してください。

##### ◇ 銀行振込の場合

1. 以下の寄附申込書にご記入いただき、E-mail またはご郵送ください。
2. 下記指定口座へのお振込みをお願いします。

<指定振込口座>  
三菱UFJ銀行 八事支店 普通預金 1133213  
学校法人 南山学園 南山大学附属小学校

##### ◇ クレジットカード決済の場合

1. 南山大学附属小学校寄附金ページ（ <https://congrant.com/project/nps/5480> ）からお手続きください（寄附申込書の提出は不要です）。

※ 寄附金ページ運営会社：株式会社コングラント



#### <法人の場合>

##### ◇ 銀行振込、クレジットカード決済の場合

1. 上記「<個人の場合>」に従ってお手続きください。

##### ◇ 受配者指定寄附金の場合

1. 指定の様式をお渡しいたしますので、事務室までお問い合わせください。  
なお、受配者指定寄附金は法人のみとなります。

### 5 個人情報の取扱い

お名前、ご住所、口座名等お預かりした個人情報は、寄附に関わる手続き以外には使用いたしません。

#### 【寄附のお申込み・お問い合わせ】

南山大学附属小学校 事務室

〒466-0838 名古屋市昭和区五軒家町 17-1

TEL: 052-836-2900 FAX: 052-836-7401 E-mail: sho-jimu@nanzan.ac.jp

# 寄 附 申 込 書

学校法人南山学園南山大学附属小学校の教育の充実に充てるための寄附を下記のとおり申し込みます。

年 月 日

学校法人 南山学園  
理事長 市瀬 英昭 殿

## 記

フリガナ

寄附申込者ご名称

\_\_\_\_\_  
(法人の場合は、代表者をお書きください)

〒

寄附申込者ご住所

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

寄 附 金 額 金 \_\_\_\_\_ 円

寄附金振込予定期日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

銀行口座名 三菱UFJ銀行 八事支店 普通預金 1133213  
学校法人 南山学園 南山大学附属小学校

### 【確認事項】

- ※ 当該寄附により、寄附によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別な利益を受けることはありません。
- ※ 南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園の新入生またはその保護者より、**入学願書受付の開始日から入学年の12月末日までに賜ります寄附**は、税法上「学校の入学に関してする寄附金」とみなされ、原則、税控除の対象となりませんので何卒ご了承ください。この事例に該当する場合は下記の項目にチェック☑を入れてください（入学の翌年1月からは新入生の保護者であっても所得税控除の対象となります）。  
南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園の新入生、または新入生の保護者であり、入学願書受付開始日から入学年の12月末日までの期間の寄附である。  
南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園に入学願書・入園願書を送付した方、またはその保護者であり、入学願書受付開始日から入学年の12月末日までの期間の寄附である。  
なお、この項目は受領書発行に係る確認を行うための項目であり、「学校の入学に関してする寄附金」を促すためのものではありません。また、寄附の有無が入学者選抜に影響を与えることはありません。
- ※ 当該寄附が出資目的の寄附である場合、特定公益増進法人に対する寄附金控除等の税制上の措置の対象外となります。この事例に該当する場合は下記の項目にチェック☑を入れてください。出資目的とは「金銭等の財産を提供して株式や出資持分を取得する行為全般」を指すものです。  
この寄附は南山学園への出資を目的とした寄附である。
- ※ お預かりした個人情報、寄附に関わる手続き以外には使用いたしません。ただし、南山学園に対する個人の寄附は所得控除や税額控除といった税制上の優遇措置が講じられています。これにより、お預かりした個人情報を文部科学省や地方自治体に提供する場合があります。また、当法人の①役員、②役員と親族関係を有する方、③役員と特殊の関係にある方からの寄附の情報は、条件によって閲覧に供する場合があります。

《E-mail》 sho-jimu@nanzan.ac.jp

《送付先》 〒466-0838 名古屋市昭和区五軒家町17-1 南山大学附属小学校